

社会福祉法人かも福社会役員等の報酬及び旅費等支給規程

(目的)

第1条 社会福祉法人かも福社会役員・評議員、委員及び職員に対して支給する報酬・日当及び旅費の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 理事長に対する報酬は月額 20,000 円とする。

2 常務理事に対する報酬は月額 330,000 円とする。

(日当)

第3条 役員及び評議員、職員が職務のため会議に出席したときは、日当を支給する。

(出張伺等)

第4条 出張は予め出張伺書を提出することによって行なわなければならない。

(旅費及び旅費の計算)

第5条 職員が職務のために出張したときは、旅費を支給する。但し、近隣市町村への出張は支給しない。

2 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第6条 旅費の支給を受けようとする者は、出張復命書を提出した後、所定の旅費請求書を理事長に提出しなければならない。

(額及び支給方法)

第7条 日当並びに旅費の額は別表の通りとし、支給方法については職員の例による。

(その他)

第8条 この規程の運用上必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規則は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成16年8月1日から施行する。

附 則

この規則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成26年4月1日から施行する。

「別表」

区分	日 当・旅 費					
	鉄道賃	航空賃	船 賃	車 賃	日 当	宿泊料
理事 監事 評議員 委員 職員	普通旅客運賃及び急行料金	現に支払った旅客運賃	普通旅客運賃	1キロにつき 24円	理事・監事 5,000円 評議員 3,000円 その他の委員 3,000円 職員(県外の み) 2,000円	県内 10,000円 県外 13,000円

備考：宿泊料については、江津市以西及び隠岐郡は県外とみなす。